

経営多角化支援補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、うるま市新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業補助金交付要綱（令和2年うるま市告示第105号）第13条の規定に基づき、同要綱別表に掲げる「経営多角化支援事業」の実施及び、経営多角化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に基づくもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市内事業者が新型コロナウイルス感染症の発生に伴う働き方や生活の変化による新たな需要へ積極的に対応するため、新商品開発や新たなサービスを開始する場合の経費または、感染症と共存する生活様式に即した消費形態の普及、定着を図るための事業等について予算の範囲内で補助金を交付することで、新型コロナウイルス感染症流行による経済活動の停滞に影響を受けた地域経済の立て直し及び感染症に強い地域経済を構築することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) うるま市内に事務所又は事業所を有するもの
- (2) 補助対象事業の終了後も1年以上うるま市内で継続的な事業を営むもの
- (3) 国税、県税及び市税の滞納がないもの
- (4) その他市長が認める者

(補助金の対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号を全て満たす事業とし、その補助対象経費は別表1のとおりとする。

- (1) 経営の多角化を図るために新商品開発、新サービスの開始、販路拡大、生産性の向上に取り組む事業
- (2) 感染症と共存する生活様式に即した消費形態の普及、定着などに向けて取り組む事業

(3) 同一の内容で重複して国、県、市等の他の補助金の交付を受けない事業
(補助金の上限)

第5条 補助金額は補助対象事業1件当たり補助対象経費の10分の8以内の額とし、
100万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数がある時はその端数を切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、経営多角化支援補助金交付申請書
(様式第1号)に、様式内に示す関係書類を添えて、市長が指定する期日までに提出
しなければならない。

2 前項の交付申請をするに当たって、補助対象者は消費税を減額して交付申請しな
なければならない。
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の
交付の可否を決定し、その旨を経営多角化支援事業補助金(交付・不交付)決定通知
書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合において、必要な条件を付すこと
ができる。
(交付申請の取下げ)

第8条 前条の交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合における、うるま市補
助金等交付規則第6条第1項の規程による申請の取下げをすることができる期間は、
交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の
決定はなかったものとみなす。
(補助金の変更交付等承認申請)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助対象事業の
内容を変更し、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときには、経営多
角化支援事業補助金変更交付(中止・廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出しな
なければならない。この場合において、内容変更の申請をしようとするときは、変更内
容が確認できる書類を添付し市長に提出しなければならない。ただし、次頁に定める

軽微な変更の場合にあたっては、この限りではない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。

(1) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(2) 補助金額（合計額）を変更する場合

（補助金の変更交付等承認通知）

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、その旨を経営多角化支援事業補助金変更交付（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助対象事業を完了したとき、若しくは補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日以内又は補助金の交付決定の通知があった日が属する年度の2月15日までのいずれか早い日までに、経営多角化支援補助事業実績報告書（様式第5号）に、様式に示す必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項に規定する実績報告を行うに当たり消費税を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定等）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて成果物等の確認を行い、交付すべき補助金の交付額を確定し、経営多角化支援補助事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行う事ができる。

（補助金の請求及び概算払）

第13条 補助対象者は、前条に規定する額確定通知を受けた後に、経営多角化支援補助事業補助金請求書（様式第7号）により補助金を請求するものとする。ただし、事業の円滑な推進のため市長が必要であると認めるときは、第7条第1項に規定する交付決定通知を受けた後、補助金の6割を限度として概算払を受けることができる。こ

の場合において、経営多角化支援補助事業補助金概算払請求書（様式第8号）により市長が必要と認める書類を添えて速やかに請求しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項に規定する請求及び概算払い請求を行うに当たり消費税を減額して請求しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助対象者から補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び通知）

第15条 市長は、補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があったとき、又は補助対象事業者が次の各号に掲げる事項に該当したときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 法令及びこの要領並びにこれらに基づく市長の処分又は指示に違反したとき。
- （2） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- （4） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときには、経営多角化支援補助事業補助金交付取消通知書（様式第9号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助対象者が次の各号に該当するときには、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- （1） 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。
- （2） 補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。
- （3） 虚偽の申請その他不正な行為により補助金が交付されたとき。

- 2 市長は、前項の規定による返還を命ずる場合は、経営多角化支援補助金返還請求書（様式第10号）により補助事業者に請求するものとする。

- 3 第1項の規定による返還及び前項の規定による返還金の納付期限は、当該命令のな

された日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、当該事業により取得した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、うるま市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)で定める場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の承認を得ようとする場合は、経営多角化支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると市長が認める場合は、その収入の全部又は一部を市長に納付させることができる。

4 補助事業者は、取得財産等について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の経理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに当該補助対象事業を完了、中止又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

別表1（第4条関係）

◆補助対象経費の区分◆

大項目	小項目	内 容
報償費	謝礼金	事業遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
旅費	旅費交通費	外部専門家等の移動や商品開発、販路開拓等に必要な打合せ、商談に関する交通費等の経費
開発費	—	新商品の開発及び既存商品改良のための試作やパッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
需用費	印刷製本費	事業遂行に必要な広報媒体等の印刷等に要する経費
	資料購入費	事業遂行に必要な図書等を購入するために支払われる経費
委託料	業務委託料 外注費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
使用料及び 賃借料	—	事業遂行に直接使用または賃借するために支払われる経費
機械装置等 購入費	—	事業遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
備品購入費	機械器具費	事業遂行に直接必要な機械器具の購入に要する経費
工事費	—	事業遂行に必要な工事等に要する経費
原材料費	—	事業遂行に必要な工事材料や加工用原材料の購入に要する経費
その他	—	上記以外でうるま市が特に必要と認めた経費

受付番号

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

うるま市長 様

住 所
事 業 者
代表者氏名
電 話 番 号
印

経営多角化支援補助事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、経営多角化支援補助事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 補助対象事業名

補助事業総額(税込)	円
補助事業総額(税抜)	円
補助金交付申請額(税抜)	円
補助対象事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日

2 添付書類

- (1) 企業概要(別紙1及びパンフレット等)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) スケジュール表(別紙3)
- (4) 収支予算書(別紙4)
- (5) 誓約書(別紙5)
- (6) 履歴事項全部証明書
- (7) 国税、県税及び市税の納税証明書又は完納証明証

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

うるま市長 様

住 所

団 体 名

印

代表者氏名

電 話 番 号

経営多角化支援補助事業補助金変更交付(中止・廃止)申請書

年 月 日付けうるま市指令第 号で交付決定通知のあった経営多角化支援補助事業補助金について、経営多角化支援補助事業補助金要領第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の内容

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更前補助金交付申請額 円

4 変更後補助金交付申請額 円

注 補助対象事業における内容の変更に係る申請に当たっては、変更内容が確認できる書類(変更後の実施計画、予算書等)を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

うるま市指令第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

経営多角化支援補助事業補助金変更交付(中止・廃止)承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった経営多角化支援補助事業補助金変更交付(中止・廃止)の申請について、下記のとおり決定しましたので経営多角化支援補助事業補助金交付要領第10条の規定に基づき、通知します。

記

1 補助対象事業者名

2 承認の可否 可 否

3 変更(中止・廃止)の内容

4 変更(中止・廃止)の理由

5 不承認の理由

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所
事 業 者
代表者氏名
電 話 番 号

印

経営多角化支援補助事業補助金実績報告書

経営多角化支援補助事業補助金交付要領第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、実績を報告します。

記

1 添付書類

- (1) 事業収支決算書
- (2) 領収書等の写し
- (3) 金銭出納簿の写し
- (4) その他参考となる書類(成果物等)

様式第6号（第12条関係）

うるま市達第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

経営多角化支援補助事業補助金額確定通知書

年 月 日付けであった実績報告について、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので、経営多角化支援補助事業補助金交付事務実施要領第12条の規定に基づき、通知します。

記

補助金確定額 円

様式第7号（第13条関係）

令和 年 月 日

うるま市長 様

住 所
事 業 者 印
代表者氏名
電 話 番 号

経営多角化支援補助事業補助金請求書

年 月 日付けうるま市達第 号で額確定通知がありました補助金について、経営多角化支援補助事業補助金交付要領第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 今回請求額 円

2 今回請求額の内訳

区 分	金 額
補助金交付確定額	円
概算払交付済額	円
今 回 請 求 額	円

3 振込先

金融機関名及び支店名	
口 座 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

様式第8号（第13条関係）

令和 年 月 日

うるま市長 様

住 所
事 業 者 印
代表者氏名
電 話 番 号

経営多角化支援補助事業補助金概算払請求書

年 月 日付けうるま市指令第 号で交付決定通知がありました補助金について、経営多角化支援補助事業補助金交付事務実施要領第13条の規定に基づき、下記のとおり概算払により請求します。

記

1 概算払請求額 円

2 概算払請求額の内訳

区 分	金 額
補助金交付決定額	
交付済額	
今回請求額	
残 額	

3 振込先

金融機関名及び支店名	
口 座 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

様式第9号（第15条関係）

うるま市達第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

経営多角化支援補助事業補助金交付取消通知書

年 月 日付けうるま市指令第 号で交付決定通知のあった補助対象事業について、下記のとおり交付の決定を取り消しましたので、経営多角化支援補助事業補助金交付事務実施要領第15条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助対象事業者名

2 取り消す内容及び金額 円

3 取り消す理由

様式10号(第16条関係)

うるま市達第 号
年 月 日

様

うるま市長 印

経営多角化支援事業補助金返還請求書

年 月 日付けうるま市指令第 号で交付決定を通知した経営多角化支援事業補助金について、経営多角化支援事業補助金交付要領第16条第2項の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

返還請求金額 円

返還金納入期限 年 月 日

返還方法

返還を求める理由

様式第11号（第17条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事 業 者

代表者氏名

電 話 番 号

印

財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知を受けた、経営多角化支援事業補助金について、経営多角化支援事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法(使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。)
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方(住所、氏名、使用の目的及び条件)